神戸市立本山第二小学校いじめ防止基本方針

令和７年４月１日　改訂
神戸市立本山第二小学校

１．はじめに

本校では、教職員・保護者・地域が一体となっていじめ問題に取り組めるよう、いじめ防止対策推進法・神戸市いじめ防止等のための基本的な方針等に基づき、「神戸市立本山第二小学校いじめ防止基本方針」（以下「いじめ防止基本方針」）を策定した。また、校内いじめ問題対策委員会によって適宜これを見直し、必要があると認められるときは改定を行うものとする。

２．いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法）

３．基本的な姿勢

全職員でいじめの問題に取り組む

「組織的かつ計画的に」、「発達の段階を見渡して体系的に」、「児童・家庭・地域を巻き込む形で」、子供を守り育てていける学校をつくり、いじめを根絶することに全職員で取り組む。

（１） 基本姿勢

神戸市いじめ指導三原則「するを許さず　されるを責めず　第三者なし」を核とした指導を行う。
「いじめ防止基本方針」に基づき、保護者・地域等と連携しながら問題解決に向けた取組を進める。

（２） 教職員の姿勢

児童が、学級に居場所を感じられるような学級経営に努め、信頼関係づくりに努める。
わかる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高める。

① 児童、教職員の人権感覚を高め、「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で伝える。
② 児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応する。
③ いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、学年での打ち合わせやいじめ問題対策委員会において、積極的に児童の情報を交換して情報の共有に努める。
④ 問題を教職員が一人で抱え込まず、学年世話係・生徒指導担当・管理職にも報告し、組織的に対応する。
⑤ 保護者や地域の方々からの情報を受け入れ、早急に対応する。

４．基本的な対応方針

（１）未然防止

いじめの未然防止は、“学級経営”や“集団作り”と重なる部分が多く“絆づくり”が大切になる。そこで、子供の様子を知り、認め合い助け合う仲間をつくり、命や人権に対する意識を育てられるようにしていく。また、「自尊感情」・「自己有用感」を高めることや、「居場所づくり」にも努めていく。

① 子供や学級の様子を知る

・「子供たちと同じ目線で共に」という姿勢を大切にし、教職員の気付きにつなげる。

・子供たちの意識や人間関係等、正確に実態を把握するように努める。

② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり

・すべての教育活動を通して「互いに思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育み、いじめに対して正しく行動できる児童の育成に努める。

・いじめについて大人に訴えることは「勇気ある正しい行為」であり、いじめられている児童やいじめについて訴え出た児童は学校が徹底して守り通すという姿勢を、日頃から言葉と態度で示す。

③ 命や人権を尊重し、豊かな心を育成する

・学習体験活動や奉仕的活動などを通して、「命の大切さを実感すること」や「他人を思いやる心を育てることに主眼を置いた取組を進める。

・学習活動や学級活動や、学年行事・学校行事などを通して人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てたり、相手の心を想像して自分の言葉を選ぶ大切さを感じ取れるようにしたりする。

④ 特別な支援を必要とする児童への配慮

・特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめを未然に防止する。いじめが発生した場合は、早期発見・解消を図るため、特別支援学級担任と交流学級担任が連携し、一人一人の特性を十分に理解し情報を共有した上で支援体制を構築する。

⑤ 特に配慮が必要とされる児童への対応

・様々な特性や背景のある児童に対しては、教職員が子供理解を深めて日常的に適切な支援ができるよう努める。

・個性を認め合い、互いに励まし、支え合える関係性を築けるよう支援する。

⑥ SNS 利用時の注意に関する啓発

・インターネットやソーシャルメディアの危険性やトラブルについて、最新の動向を把握して情報モラル教育を行い、児童、保護者、地域等への啓発に努める。

・「特別の教科　道徳」や「特別活動」等の学習で、子供たちの規範意識やネットトラブルに対する正しい知識を指導し、自分自身や友達を大切にする心を育てる。

⑦ 年間計画

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	１月	２月	３月
未然防止に向けた取組	学年・学級づくり　人間関係づくり　道徳・人権教育の推進 全体指導 あいさつ	全体指導 いじめ×	いじめ 意識調査	教育相談 夏休み前 指導		全体指導 あいさつ	全体指導 いじめ×		教育相談 冬休み前 指導	全体指導 あいさつ	全体指導 いじめ	教育相談 春休み前 指導
早期発見に向けた取組	教育相談		アンケート	個別懇談				アンケート	個別懇談		アンケート 学級懇談	
会議・研修　等	生徒指導委員会　いじめ問題対策委員会 基本方針 確認 児童理解 研修	職員研修 （虐待）		職員研修 取組評価		職員研修			取組評価		基本方針 見直し	取組評価

（２）早期発見

「いじめ」は、早期発見が早期解決につながることを意識し、最も重要である「教師の気付き」のために、常にアンテナを高く張っておくことに努める。さらに、子供の様子だけでなく、保護者などの情報からも敏感に「気付く」ことに努める。「気付く」ために、日ごろから教職員と子供たちとの信頼関係構築に努め、子供の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることに努める。その上で、得た情報に関して情報の共有・連携した情報収集を進める。

① 教職員の「いじめ」に気付く力を高める

・子供たちの言葉をきちんと受け止め、子供たちの立場に寄り添い、子供たちを尊重する。
・共感的に子供たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリングマインドを高める。

② 早期発見のための手立てを講じる

・日々の観察を大切にし、集団内の人間関係を把握し、適切な指導を行う。
・日々の観察や日記・作文、いじめアンケートなどをもとに、日常的に子供と教職員が話しやすい雰囲気づくりに努める。
・定期的にいじめアンケートを実施する。実施時には十分に配慮し、アンケートをもとに子供に寄り添った対応を行う。

③ 相談しやすい環境づくり

・本人が相談しやすいように、普段から心身の安全を保障し、事実関係や気持ちを傾聴する。
・周りの子供が相談しやすいように、他の子供たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。勇気ある行動をたたえ、情報の発信元は絶対に明かさないことを伝える。
・保護者が相談しやすいように、日頃から信頼関係を築くように心がけ、保護者の思いを十分に理解するように努める。

（３）早期対応

いじめが発見されたら、第一に「いじめられた子の保護」に努める。次に、いじめの対応は、子供に解決を任せず、組織としていじめの存在を認め、直ちに解決に取り組む。

① いじめ発見時の緊急対応

・いじめられた子供、いじめを知らせた子供を守る。他の子供たちの目に触れないよう、場所、時間等に配慮し、事実確認は双方別々の場所で行うことを念頭に置いて話を聞く。
・当事者だけでなく周囲の子供や保護者からも話を聞き、事実を正確に把握する。また、教職員間でも情報を共有する。

② いじめが起きた場合の対応

・いじめられた子供に対しては、状況や気持ち等を十分に聞き取り、共感的に受け止め、不安を取り除き、必ず解決できる希望が持てるように対応する。
・いじめた子供に対しては、気持ちや状況を十分に聞き、毅然とした対応と粘り強い指導で「人として許されないこと」「いじめられる側の気持ち」を認識させる。
・関係児童の保護者には、事実関係を説明し、関係児童や保護者の気持ちを伝えるとともに、今後の指導方針や相談体制を伝える。
・周りの子供たちに対しては、「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を示し、プライバシーに十分配慮した上で、再発防止を含む、いじめの根本的な解消を目指す。
・一定の解決を見た場合でも、引き続き十分な観察・必要な指導を継続的に行うなど積極的に関わり、その後の状況把握に努める。
・インターネットやソーシャルメディアによるいじめを認知した場合には、書き込みや画像の削除依頼等の迅速な対応を図り、事案によっては警察や関係機関などと連携して対応する。

③ いじめ対応の基本の流れ　※複数で聞きとる

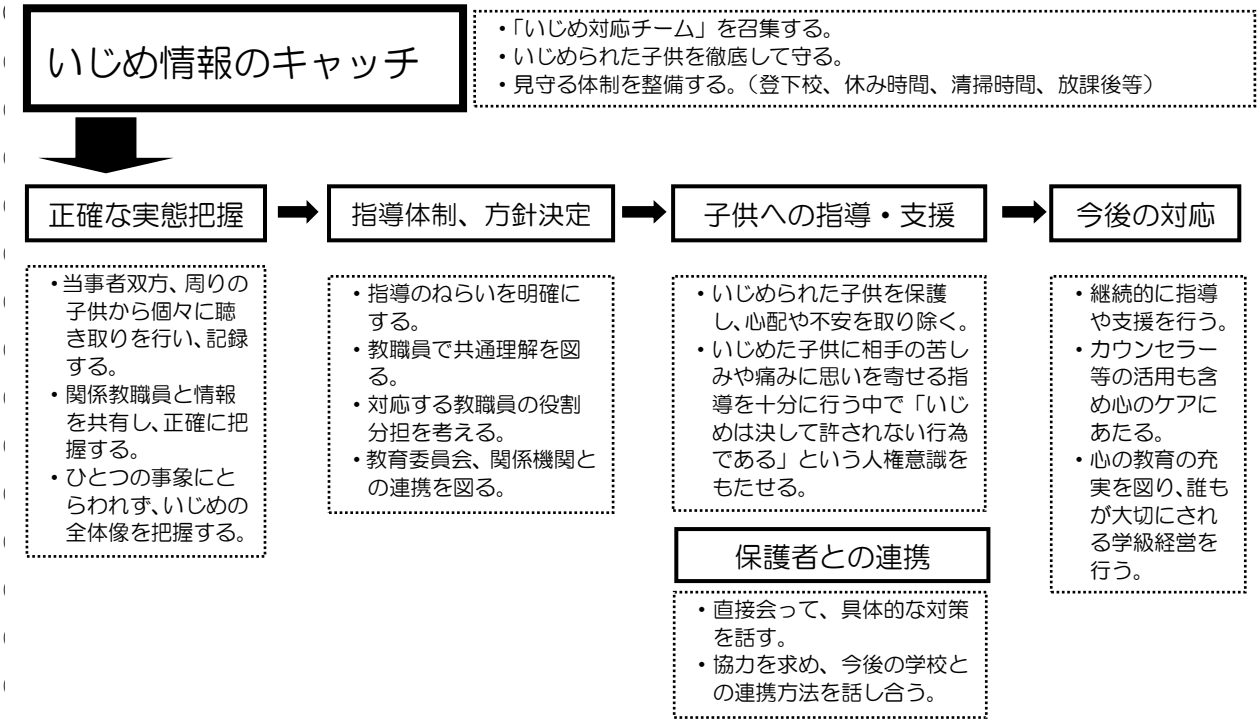

（４）組織的対応

① 重大事態への対処

・重大事態が発生した場合は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切かつ真摯に対応する

・事案に応じて、学校または教育委員会事務局が主体となって調査をする。

・いじめを受けた児童やその保護者に対して説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時、適切な方法で説明する。

② 校種間の連携について

・保育所・幼稚園・認定こども園等と小学校間、小学校と中学校間の連携により、児童の情報を確実に引き継ぎ、指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導体制・指導内容の共有に努める。また、「いじめ防止小中地域会議」等を活用して、「いじめの問題に向き合う姿勢」を共有して、一貫した指導に生かす。

（５）継続的支援

① いじめの解消について

・いじめは、単に「謝罪をもって解消」と安易にせずに、特に以下の３点に留意して事後の経過観察に基づく評価、指導、助言、提案などを行い、見守る。

(ア)いじめに係る行為が、本当に止んでいるかどうか。

(イ)いじめを受けた児童が、その後心身の苦痛を感じていないかどうか。

(ウ)当事者間の関係が、どのように変化してきているか。

② 一定の解決を見た後について

・一定期間の見守り後、「一定の解決」と見た場合も、以下のような継続的な支援や指導を行う。

・引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に行う。

・教育相談、日記などで積極的に関わりその後の状況把握に努めるとともに、いじめられた子供に肯定的に関わり、自信を取り戻せるように努める。

・双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

・事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立て、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

５．学校におけるいじめの防止策等の対策のための組織

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う。そのために、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するために「予防的」「開発的」な取組をあらゆる教育活動において展開する。

（１） 組織

・生徒指導委員会（毎月定期開催）

・いじめ問題対策委員会（毎月的開催、臨時開催）

（２） 組織の役割

- 未然防止の推進など学校基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証
- 教職員の共通理解と意識啓発
- 子供や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約
- いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の集約
- 発見されたいじめ事案への対応
- いじめやいじめが疑われる事案の経過確認

（３） いじめ対応チームの設置と各関係機関との連携

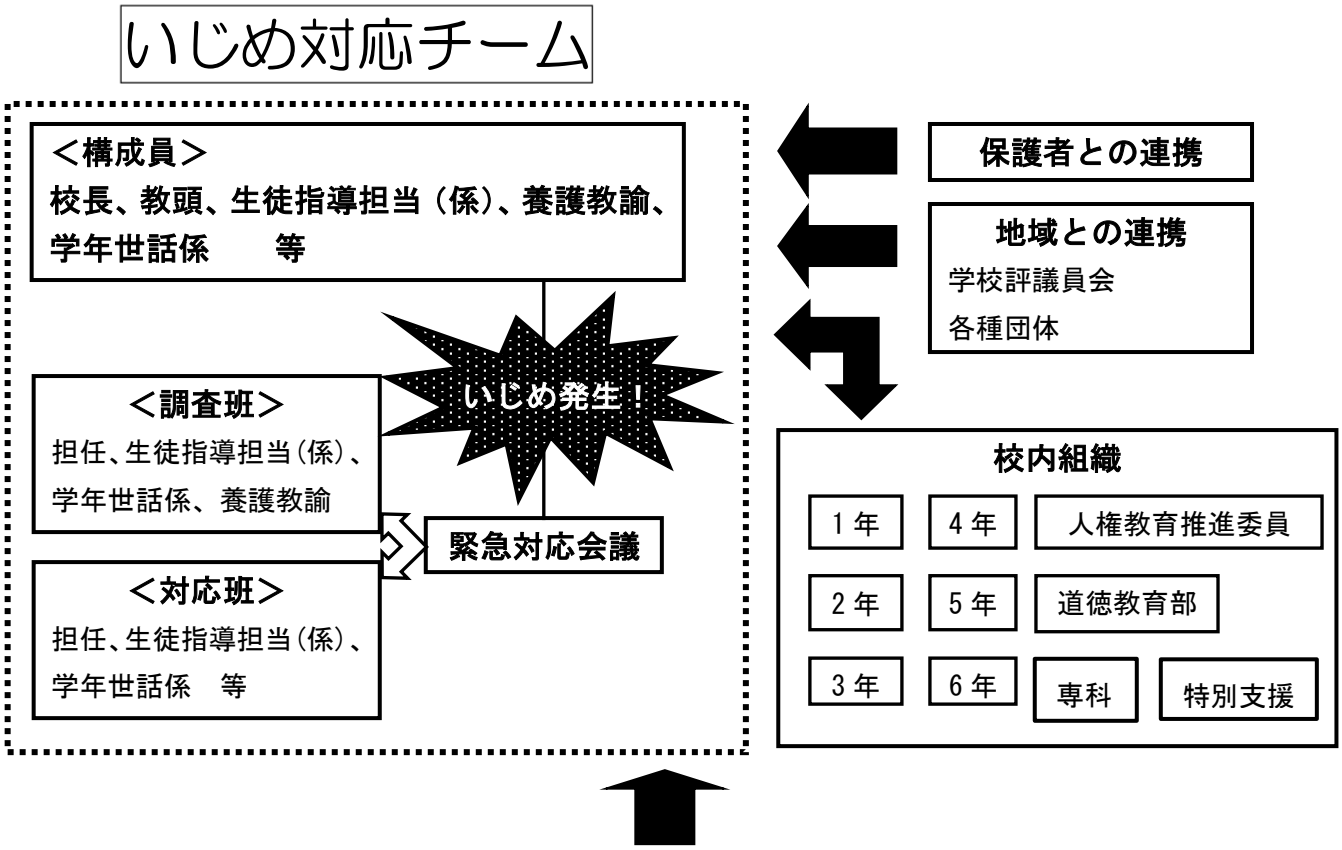

＜状況に応じて…＞

スクールカウンセラー（加害・被害の児童・保護者の心のケア）

暴行・傷害など、刑法に抵触する時　…　所轄警察署、少年サポートセンター

当該児童の家庭環境等に問題がある時　…　区役所こども家庭支援室、神戸市こども家庭センター

当該児童の心身等に影響がある時　…　医療機関　等